

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和5年12月12日（火曜日）
午後2時54分開会、午後4時3分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
三浦担当書記、及川担当書記、菅原併任書記、安達併任書記、下田併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、佐藤副部长兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、
工藤林務担当技監兼全国植樹祭推進室長兼企画総務課長、
嵯峨参事兼林業振興課総括課長、今泉農村整備担当技監心得兼農村計画課総括課長、
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
臼井農林水産企画室管理課長、金野団体指導課総括課長、似内流通課総括課長、
和泉流通課流通企画・県産米課長、佐々木農業振興課総括課長、
竹澤農業普及技術課総括課長、長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、
黒田農村計画課企画調査課長、東梅農村建設課総括課長、中村農産園芸課総括課長、
吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生課長、
砂子田森林整備課総括課長、田村森林保全課総括課長、佐々木漁港漁村課総括課長、
佐藤漁港漁村課漁港課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
(1) 議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3条第3表中

1 追加中 1及び2

- (2) 議案第25号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第26号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第27号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**千葉盛委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**藤代農林水産部長** 本日12月12日、県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室〇〇〇〇、〇〇〇〇が盛岡市内で飲酒運転し、逮捕される事案が発生いたしました。道路交通法の遵守につきましては、これまで機会あるごとに繰り返し注意喚起を行ってきたところではありますが、このような事案が発生したことは公務に対する県民の信頼を大きく損ねるあってはならないもので、誠に遺憾であり、この場を借りて深くおわびを申し上げます。

農林水産部といたしましては、再発防止に向けて、飲酒、酒気帯び運転の根絶、道路交通法をはじめとする法令の遵守について改めて職員一人一人に浸透させるべく、一層の指導徹底に努めてまいり所存であります。誠に申し訳ありませんでした。

○**千葉盛委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び2、議案第25号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第26号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第27号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上4件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案は、国の経済対策等を踏まえ、本県農林水産業における物価高

騰の影響を緩和するための対応や、防災・減災・国土強靱化等を推進しようとするものがあります。

議案（その3）の8ページをお開き願います。歳出の表中、6款農林水産業費の166億208万5,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の28ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の右側説明欄の二つ目、経営体育成支援事業費補助は、燃油、肥料価格の高騰に対応し得る経営への転換に必要な機械の導入等に要する経費について補助しようとするものであり、その下の肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助は、化学肥料の一部を畜産由来有機質肥料等に代替して栽培する場合に必要な機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

5目農作物対策費の説明欄の二つ目、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助は、共同利用施設における太陽光パネルの設置や、照明設備のLED化等に要する経費について補助しようとするものであります。

29ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の説明欄の二つ目、配合飼料価格安定緊急対策費補助は、配合飼料購入費の価格上昇分に対して、引き続き1トン当たり2,000円を上限に補助しようとするものであり、その下の酪農経営支援緊急対策費補助は粗飼料購入費の価格上昇分に対して、引き続き1頭当たり1万円を補助しようとするものであります。

30ページをお開き願います。3項農地費、2目土地改良費の説明欄の四つ目、経営体育成基盤整備事業費は、圃場の大区画化や排水改良など生産基盤の整備や、担い手への農地集積の一体的な実施に要する経費について補正しようとするものであります。

3目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費は、地域の実情に即した施設の整備、保全等の総合的な実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、32ページをお開き願います。4項林業費、2目林業振興指導費の説明欄の一つ目、木材産業国際競争力強化対策事業費補助は、キノコ生産に係る燃油使用量の削減に資する施設の導入や、原木の安定供給に資する間伐材の生産、路網整備、低コスト再造林等を一体的に実施する取り組みのほか、木造加工施設の整備や高性能林業機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

その下の国内森林資源活用事業費補助は、キノコ生産者の次期生産に必要な資材に要する経費について補助しようとするものであります。

4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助は、伐採跡地への再造林等に要する経費について補助しようとするものであります。

5目林道費の説明欄の一つ目、林道整備事業費は、幹線となる林道の開設や改良に要す

る経費について補正しようとするものであります。

33 ページをお開き願います。6 目治山費、説明欄の一つ目、治山事業費は、土砂流出防止施設等の整備に要する経費について補正しようとするものであります。

34 ページをお開き願います。5 項水産業費、2 目水産業振興費の説明欄の三つ目、県産水産物消費拡大支援事業費は、ALPS 処理水の海洋放出による影響を緩和するため、県産水産物の需要確保や消費拡大の取り組みに要する経費について措置しようとするものであります。

10 目漁港漁場整備費の説明欄の二つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、機能保全計画に基づく保全工事等の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案書（その 3）にお戻りいただきまして、議案（その 3）の 11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 6 款農林水産業費の地積調査費負担金から 13 ページの漁港漁場整備管理までの 30 事業、153 億 8,786 万 7,000 円であり、翌年度に繰越しして執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。16 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の 1、追加の表中、当部所管に係るものは、事項欄 1 の林道整備事業及び 2 の治山事業の 2 件であります。いずれも令和 5 年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。23 ページをお開き願います。議案第 25 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業ほか 3 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市、町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、28 ページをお開き願います。議案第 26 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産生産基盤整備事業ほか 2 事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市、町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、30 ページをお開き願います。議案第 27 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○松本雄士委員 国の補正予算の基本的な考えは物価高騰対策であるとか、経済対策に対応しているという中で、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は物価高騰対

策活用が主なのだらうと考えています。その物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が示されるときにいろいろ活用事例が示されておりまして、その中で農業関係の電気料金の高騰対策としても何例か示されております。いろいろカントリーエレベーターとか施設園芸とか農業水利施設の物価高騰対策例が示されているのですが、あくまで国が示した例であります。私が具体的に聞きたかったのは、農業共同利用施設の省エネルギー化のところでありまして、本県として太陽光パネル、LEDといった省エネルギー化に至った検討経過等について伺います。

○中村農産園芸課総括課長 共同利用施設等への支援についてでございますが、本県では国の推奨メニューや地方公共団体における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用の支援例を参考にしながら、どのような支援が可能か検討してきたところでございます。その結果、電気料金等の高騰はいつまで続くのか不透明な状況であることから、岩手県では電気料金等の高騰の影響を受けにくい施設に誘導することが重要と考えているところでございます。このため、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費補助の事業において、県内の農業協同組合のほか、生産者の組織する団体、法人を対象に、所有する穀類乾燥調製施設及び青果物集出荷予冷施設等において、太陽光発電施設の導入や照明のLED化など、省エネルギー化を図る取り組みを重点的に支援することとしたところでございます。

○松本雄士委員 そういった考えが大切であると思います。物価高騰対策に対して、一時的なカンフル剤ではなく、こういった環境が今後所与のものとして継続していくという前提に立てば、構造転換、省エネルギー化を図っていくということが大切なのだろうと思います。

例えば、主要な農業協同組合の大きな施設等でどれだけ電気料金が高騰している、影響を受けているといった調査等はされたのでしょうか。

○中村農産園芸課総括課長 農業共同利用施設の電気料金等の状況でございますが、農業団体の取りまとめによりますと、農業共同利用施設は県内に149ありますが、令和5年度の電気料金の合計は約8億3,000万円、高騰前の令和3年度と比較すると約3億4,000万円の増加と見込んでおります。

○松本雄士委員 電気料金だけで3.4億円。農業協同組合自身が負担しているところもあるかとは思いますが、これは結構農業者の利用料等の負担になっているのだらうと、そういった非常に厳しい状態の中で、こういった支援を講じていくか。今回は、太陽光パネルということでありまして、そういった施設が太陽光パネル事業によって、どの程度の節電効果があつてコスト削減になるかといった、そういったシミュレーションもされているのでしょうか。

○中村農産園芸課総括課長 事業では、中規模の産業用太陽光パネルの設置と、照明施設をLED化することによって、1施設当たり100万円以上の削減効果があると考えておりまして、事業全体ではおよそ40施設を想定しているのですが、導入された場合につきまし

ては約4,000万円以上の電気料の削減を期待しているところでございます。また、法定耐用年数であります17年の合計では、1施設当たり約1,700万円、40施設では約6億8,000万円の電気料金の削減が期待できると考えております。

○**松本雄士委員** そういった節電効果が見込めるということで、ぜひとも普及していただきたいところでございますけれども、補助金の上限額が200万円で、先ほどの1施設、1年で100万円ぐらいに対して、この事業規模は大体見合っているということでしょうか。

○**中村農産園芸課総括課長** 先ほどお話ししました高騰分約3億4,000万円、これを施設149で割りますと、おおむね1施設230万円の高騰と考えていまして、この事業を導入することによって1年間で100万円から約110万円の間と見込んでおりますが、約半分を補うことができると考えておりますので、こういう形で支援をしていきたいと考えております。

○**松本雄士委員** 導入する設備の規模、太陽光パネルの値段をお聞きしたかったのですけれども、削減額のところは、それで非常にいいな、やってほしいなということですが、補助金の上限額が2分の1で200万円ということだと、農業協同組合がもっと投資すればいいのかもしれないですけれども、400万円、500万円ぐらいの太陽光パネルで、今言った削減が見込めるものでしょうか。

○**中村農産園芸課総括課長** 今回想定している太陽光パネルにつきましては、導入費を約350万円と想定しております。これにLED照明の値段が約50万円と想定して400万円、この2分の1という設計をしております。これによりまして先ほどのような効果が得られるものと考えております。

○**松本雄士委員** 大変よくわかりました。ぜひ、そういったわかりやすい説明で普及に努めていただければと思います。

続いて、全体を通してですけれども、特に経営体育成支援事業であったり、新規の事業なのですけれども、経営体育成支援事業については、担い手経営体を支援するために重要な事業であると考えております。これを進めるに当たっての成果指標はどう置いていらっしゃるのでしょうか。

○**佐々木農業振興課総括課長** 今回補正予算に計上いたしました経営体育成支援事業でございますけれども、これにつきましては今般の燃油あるいは肥料価格の高騰に対応し得る経営の転換に必要な機械等の施設整備を支援するというものでございます。具体的には、化学肥料の削減に向けたマニアスプレッダーの導入でありますとか、経営規模の拡大に向けたスマート農業技術の機械の導入、こういったものに補助をしようというものでございます。

具体的な指標については、設定していないところでございますけれども、経営規模の拡大、あるいは農地の集積といった部分につきましては、担い手に将来的には80%の集積を目指すということで、さまざまな施策を展開しているところでございます。

○**松本雄士委員** 成果指標、例えばいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラ

ンの政策推進プランを見ますと、今現在はそれを導入した経営体数であるとか、導入した機械数となっていたように見受けましたけれども、どうでしょうか。

○佐々木農業振興課総括課長 今回の事業で希望している経営体数につきましては、10地区で30の経営体から要望が出ているところでございます。

○松本雄士委員 10地区30経営体が要望して、成果指標の置き方だったり、いろいろな取り組みをやっていくときに、これまでこういった事業はどれくらいの経営体数で、機械がどれくらいというのを指標にされているのかと思います。ただ、こういう施策、取り組みの主眼は、担い手の経営をどうサポートしていくかということであると思っています。国も担い手確保経営支援事業のところで、成果指標を付加価値の拡大に置いて進めていくように、非常に重要な主眼なのだと思います。そのように、より狙いとしているところに近づけるような成果指標の設定が必要と考えるのですけれども、その辺の考えについて伺います。

○佐々木農業振興課総括課長 この事業によりまして、どれだけ経営の改善が図れるか、規模拡大できるかという部分につきまして、国では採択に当たりまして付加価値をどれだけ向上する効果があるか、あるいは規模をどのぐらい拡大したかといったようなポイント制になっております。その中で、効果の高いものから採択になっていく条件になっておりまして、昨年度についてはボーダーが23ポイントになっております。我々としましては、今回希望されている経営体が国の事業採択になるように、付加価値化の向上の度合いでありますとか、経営規模を広げた度合いでありますとか、そういったものを計画段階で支援しながら効果につなげてまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 採択の審査の中で、成果指標をきちんと見ているということなのですか。成果指標の関係で、次の肥料コスト低減の関係であるとか、先ほども聞いた農業共同利用施設の省エネルギー化の新規事業、こういった新規事業、補正で時間のない中新規事業は大変だったと思いますけれども、こういうのに対しての成果指標で何か置いているものはあるのでしょうか。

○竹澤農業普及技術課総括課長 肥料コスト低減技術活用整備事業に関してでございますが、基本的に国の施策として進めております化学肥料を2割以上低減する取り組みを定着させるといった観点から、そうしたことを指標として考えております。

○中村農産園芸課総括課長 共同利用施設の事業に関しての指標でございますが、今回緊急的に農業協同組合等への支援を考えていまして、正式な指標はありませんが、先ほどお話ししたような節電効果を得て、農業者の負担がふえないことが大事だと考えておりますので、そういうところを農業協同組合などに聞き取りしながら、こういうものの効果を高めていきたいと考えております。

○松本雄士委員 今お話しいただいたようなところをぜひ成果指標にさせていただきたいと思います。いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの政策推進プランの項目を見ますと、この取り組みの施策の狙いとして、その先があるのだろうなと思って

います。これは非常に難しいことであるとは重々承知しておりますけれども、導入数などをぜひオープンにして、化学肥料の使用がこれだけ減った、電気料金が減った、経営がよくなったといったところ、そういったところに踏み込んでいかないと、これからどんどん財源が厳しくなっていく中で、あれもこれも厳しいのだというときに、EBPMではないのですけれども、エビデンスというか、根拠に基づいて施策をやっていく必要があります、そういったデータの集積が非常に重要になってくるのだらうと思います。実施した数というだけではなくて、狙いとしているところをぜひ成果指標にして、みんなで有できるようオープンにしていってもらいたいと思いますし、私もそういったところをどんどん意見していきたいと思っております。

続いて、今回、国の補正予算で、経済対策に対応していく上で、農林水産分野に8,000億円ぐらいついていっている中で、いろいろなメニューが出されました。その中で鳥獣被害のところ。国が補正予算で49億円ほどつけたのですけれども、本県においては今回の補正予算案にはありませんでした。国の鳥獣被害防止総合対策交付金では、鹿の集中捕獲がついていたのですけれども、本県はついておりませんでした。市町村で要望調査したときに、鹿対策のところは相当数というか、かなりの市町村から求める声があったのですけれども、今回本県として補正予算案にのせなかったといったところで、今の本県における鳥獣被害防止総合対策の交付金の活用状況と市町村からどういった声が上がっているのかをお伺いいたします。

○佐々木農業振興課総括課長 今回国では、追加要望調査をしております。追加要望分につきましては、今回の補正予算案にも一部入っていると認識しております。市町村から上がってきた要望分に、当初予算の枠の中で対応して、ほぼ要望額どおりだったと思います。捕獲経費等々について支援をしているところでございます。

市町村からは、地域ぐるみでの対応ということ、追い払いでありますとか、あるいは柵の設置につきましては、追加要望がなかったかと思えます。捕獲部分について要望があったものでございますから、その部分について対応をさせていただいたところです。

○松本雄士委員 そうしますと、単純に当初予算の中で足りるという認識でよろしいですか。

○佐々木農業振興課総括課長 当初予算を編成するときに、執行がおくれないといけないということもございまして、割と大きな予算を確保しておりました。そうした中で、さまざま地域の事情によりまして、例えば捕獲数のところを精査したとき、少し計画を精査した段階でちょっと少なくなるとか、あるいはもう少し欲しいとか、そういったさまざまな調整が当初予算編成後にあります。その中で、今回の要望分については当初予算の中で確保できる見込みであったものですから、そのような対応をさせていただいております。

○菅野ひろのり委員 先ほどありました農業共同利用施設、太陽光パネルとLEDの関係でございます。私は公平性というところに課題意識を持ってしまして、先ほど御説明いただきましたように、長期的に17年間の中で見ると、太陽光パネルであるとかLED化とい

うのは進めなければいけないと思っていますので、この事業自体に賛成の考えであります。

一方で、149 施設の中の恐らく 40 施設が対象だろうという話の中から数字的な計算もあるわけですが、逆に言えば今回 109 の施設はこの事業の対象にならないというところがあるのだと思います。当然全て網羅するのは難しいことだと思っていますが、どう検討されたのか伺いたいと思います。

○中村農産園芸課総括課長 先ほど 149 の施設があるとお話をさせていただきました。農業協同組合等と話をしている中で、特に大きくて経費がかかるところを重点的に支援してほしいというお話があるのが一つと、古い施設等については、再編等も踏まえながら効率化を考えていきたい、そういう事業化等も考えているのでそちらの支援をお願いしたいというお話を受けております。

農業協同組合等の御意見を聞く中で現時点では大体需要を満たせると考えております。もし足りなくなった場合については、公平性等も考えながら、例えば電気の使用料、あるいは削減率、あるいは受益者、そういうことも考えております。

○菅野ひろのり委員 今答弁いただいた中で言いますと、今回はこの事業を行いますが、今後についてはそういった物価高騰の中で直接的な支援も検討するという理解でよいですか。確認させてください。

○中村農産園芸課総括課長 現時点におきましては、今回の省エネ化の事業の効果を十分確認しながら、あるいは経済産業省等からも電気料金の補助がありますので、そういう岩手県や国の事業の効果を見ながら、今後どのようなことができるか検討したいと思っておりますが、今時点では省エネ化、あるいは古い施設等を再編して効率化を図って省エネを図る、そういうものを既存の国事業等で支援することを考えております。

○菅野ひろのり委員 もう一点ですけれども、古い施設の再編のこともおっしゃいました。選果場であるとかいろいろな施設が老朽化するの中で各生産者や生産数量の関係もあって統廃合していこうという流れも恐らくあるのだらうと思っていますが、今回の事業の対象は既存の施設であって、統廃合であるとか再編の中で新しい施設に対する導入というのは全く対象外です。今回の補正予算案は、あくまでも今年度内の事業という認識でよろしいですか。

○中村農産園芸課総括課長 今回の事業につきましては、事業をこの 1 月から 3 月までと考えておりまして、既存の施設を対象に緊急的に行うものと考えております。

○菅野ひろのり委員 そうしますと、冒頭の公平性という中に戻ってしまうのですが、やはり農業協同組合の施設、あるいはそういった集荷施設、調製施設等は古い施設が多いと思います。太陽光パネルの設置においては、では具体的にどこに設置するのかというと、一般的に考えられるのは屋根の上だと思いますが、そうすると建築基準法の関係であるとか耐震性の問題から、なかなかやりたくてもできないというところも多々あるように聞いています。

太陽光発電施設の設置あるいは LED 化に対する補助というのは必要なことだと思って

います。一方で、私の課題意識は、やりたくてもできない施設があつて、かつ燃料費、電気料金というのは当然かかっているわけですから、今回はないということではありますが、そこに対する補助というのでしょうか、何らかの事業というのもしっかりと、検討していただいて、今後事業に反映していただきたいと思っていますが、見解があればお聞きしたいと思います。

○中村農産園芸課総括課長 太陽光のパネルの設置については、例えば敷地がある場合については、屋根以外ということも考えられると思いますし、菅野ひろのり委員からいろいろな懸念や、今後検討すべきことをお聞きしました。予算成立後、速やかに農協中央会等と一緒に各農業協同組合の部課長等の幹部職員等との意見交換、あるいは各農業協同組合を私が歩いて役員等とも話し合い、いろいろな課題をお聞きしながら、今後の事業に向けていろいろと検討させていただきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に移りますが、経営体育成基盤整備事業費についてでございます。これは、簡潔に伺いますが、この予算は15カ月予算なのだろうと思っていますが、来年度の予算も含まれているのか伺いたいです。

○東梅農村建設課総括課長 今回補正要求させていただく89億円余については、あくまでも今回の補正分でございます。来年度の一部を前倒しで確保させていただくということでございます。

○菅野ひろのり委員 念のため確認しますが、この事業費の予算の中に来年度分というのは、どのぐらい含まれているのですか。

○東梅農村建設課総括課長 来年度については、菅野ひろのり委員からお話あったように15カ月予算ということで、令和6年度については今回の補正分、それから今後予算要求させていただく令和6年度の当初予算という格好になります。89億円は、その補正分でございます。

○菅野ひろのり委員 基盤整備事業は、とにかく予算の確保に尽きると思います。先日も地元の基盤整備事業の着工式に出席させていただきましたが、実際に予算が足りず、そのまま今年度の予算を参考にすれば200年かかるというような予算でやっております。県も一生懸命要望活動していると思いますが、引き続き力を入れていただきまして、大変厳しい状況だと思いますが、お力添えをよろしくお願いしたいと思います。

最後でございます。岩手県産農水産物消費拡大支援事業費についてでございます。県単事業で1,000万円、ALPS処理水の影響を緩和するためということで、この間はアワビの価格が3割から4割減という中で、岩手県も打ち上げ花火的にやっ払いこうということなのだろうと思っています。

事前に伺いましたが、ちょっと内容が見えないので、もう少しお聞きしたいと思っています。今回三つの事業で、内訳とすると200万円、300万円、500万円、県内量販店の消費拡大に200万円、ECサイト300万円、安全で高品質な県産水産物の応援フェア500万円

ということでありました。これを行うのは、私も賛成ではあるのですが、実施期間であるとか、事業効果であるとか、販促費に使うのか試食代に使うのか、あるいはその結果、売り上げ拡大を狙うものなのか。やることはいいのですが、どういうものに投資して、その結果どういう期間でどういう効果を狙おうとしているものなのか、そういったところをもう少し具体的にお聞きしたいと思います。内容、期待している効果等を御説明いただきたいと思います。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 当該事業におきましては、国内外の消費者に対しまして、安全で高品質な県産水産物の応援フェアや、ECサイトを通じまして販路拡大を行い、需要の喚起を伴う消費拡大をやらうとするものでございます。具体的には、3本の柱としまして、県内の量販店等と連携いたしました消費拡大応援フェア、ECサイトにおける販売促進キャンペーン、首都圏等の「黄金の國、いわて。」応援の店とも連携したフェアなどの実施を検討しております。

○似内流通課総括課長 先ほど菅野ひろのり委員から、目的や効果についての質問がございました。ECサイトの関係ですけれども、今消費者の購買行動が変化して、近年ネット販売が好調であるということで、生産者がインターネット販売により消費者に直接販売するいわゆるECサイト、農林水産物でいいますと産直ECサイトといいますけれども、そちらで販売促進キャンペーンを展開するというものでございます。具体的に言いますと、産直ECサイトで送料無料クーポンによる販売促進キャンペーンを実施したいと思っております。これはどれぐらいの規模感かといえますと、県内から関東にクール便で送りますと送料は大体1,300円ぐらいと見込んでおりますが、それを予算規模で割りますとおおよそ1,500件程度、この規模感でのキャンペーン、これを遅くとも来年1月までにスタートして、おおむね1カ月程度の期間で実施したいと考えております。

また、いわてフェアの関係でございます。これは、首都圏で県産食材を活用していただいております「黄金の國、いわて。」応援の店というものがございます。これは、現在県外に242店舗ございます。首都圏でいいますと、100店舗ぐらいございます。ここで県産水産物を使ったメニューを提供するフェアを実施したいと考えております。予算の想定では20店舗程度で、時期としますと、調整等もございますので、2月下旬ぐらいから3月上旬ぐらいまでの約1週間程度と考えております。実施店舗といたしましては、水産物を使っているということですので、和食や海鮮料理などのお店で実施したいと考えているところがございます。

○菅野ひろのり委員 ECサイトのところは、1,500件ですか。

○似内流通課総括課長 1,500件です。

○菅野ひろのり委員 これは300万円割る1,500件でいいわけですか。何を聞きたいかという、直接的にそういった費用が使われるのがどの程度なのか。例えば商工の新型コロナウイルス感染症対策の関係ですと、事務局を設けたりしながら、実際に直接県民の皆さんであるとか、そういうユーザーさんに届く金額が大分少なくなったなという印象がある中で、

どうなっているのかというのが疑問点でございますし、しっかり使っていただきたいという思いです。

あともう一点、先ほど「黄金の國、いわて。」応援の店は最終的に20店舗提供ということですか。これも予算500万円という中で20店舗と細かい話になってしまうのかもしれませんが、せつかくの県単予算の中で風評被害対策を行うわけですから、効果的に使っていただきたいという思いがあって伺っています。それから効果というのでしょうか、なかなか難しいかもしれませんが、アクセス数であるとか来店数であるとか、やはり使った効果を明確にしていきたいと思っておりますが、現時点のお考えがあれば伺いたいと思っております。

○似内流通課総括課長 産直ECサイトの関係でございます。これは、送料キャンペーンのほか、卓上ポップのようなものやメニューなどを作ったり、あとはホームページへのアクセスというようなことがありまして、送料無料のキャンペーンの原資は、200万円余ということで考えております。その除数ということでございます。

菅野ひろのり委員からお話ございました効果という部分なのですが、「黄金の國、いわて。」応援の店でのフェアに関しましては、お店の方にもアンケートを取りますし、来店されている消費者の方にもアンケートをとって確認いたします。我々としては、水産物を今回のフェアで扱っていただいて、継続的に取り扱いいただけるようにという、一過性ではなく、このフェアをきっかけに水産物をはじめとする県産農林水産物を首都圏で売り込んでいきたいと。既存の取り組みに加えまして、今回のフェアでもということで、相乗的にやっていきたいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員 先ほど継続性ということをおっしゃっていただきました。やはり今回1,000万円の県単予算の中で、打ち上げ花火的に県内、あとは首都圏の量販店、ECサイト、幅広く取り組まれるわけですね。他県も当然やっていると思っております。私が漁業関係者だとすれば、やって終わりではなくて、これが定期的に出荷できる環境の一つとしてあって、ほかにも対策があって、例えば他県と連携しながらこういう事業もやっていくというような幅広い枠組みの中の一つとしてやっていただきたいと思っておりますし、効果としてもしっかりと求めていただいて取り組んでいただきたいと思っております。

最後に伺いますが、冒頭の続きで、今ALPS処理水の影響はどの程度見えているのでしょうか。アワビの関係はお伺いしましたが、それ以外にも消費のところでこういう影響がある、あるいはほかにもあるというものがあれば、伺って終わりたいと思っております。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 処理水放出による影響でございますけれども、先ほどお話がありましたアワビに関しましては、10キログラム当たりの事前入札価格が11月漁獲分で3割減、12月漁獲分については4割減という結果であったということで、関係団体からはALPS処理水の放出による影響であろうというようなことを聞いてございます。

また、一部の水産加工業者においては、輸出が困難になっている、あるいは取引がキャ

ンセルになっているなどの影響があると聞いております。

○高田一郎委員 今回の農林水産部の補正予算案は160億円規模で、物価高騰対策と国土強靱化ということで予算が計上されています。そのうち、90億円程度が経営体育成基盤整備事業となっております。かなりボリュームのある予算かと思えます。当初予算には23億円程度で、今回89億円がついています。補正予算の考え方というのは、災害等が起きて急に必要な予算が求められているとか、当初予算の執行状況を踏まえて、やはり追加の補正予算が必要なのだというときの補正予算なのですけれども、当初予算の何倍もの補正予算というのは、財政法の趣旨からしてどうなのかという思いがしております。現場でこういう予算を措置することによる課題はないのかという問題意識を持っております。先ほどの会議の中で、県土整備部長が県土整備部の国土強靱化については、早期着工を目指すけれども、年度内は3分の2程度の着工なのだというお話もありました。こういう国の対応できちんとスムーズに事業展開できるのかどうか課題認識がありますので、その点についてお伺いしたいと思います。

物価高騰対策については、キノコ生産者に対する支援も新たに盛り込まれました。農業や林業はあるのですけれども、漁業が対応されておられません。昨年の12月定例会の補正予算でも一定程度補正予算措置しまして、漁業にかかわる資材高騰分に対する支援策も昨年の12月議会で措置していただきました。今漁業関係は、そういう対応をしなくても大丈夫なのかどうか、このことについても伺いたいと思います。

○東梅農村建設課総括課長 経営体育成基盤整備事業でございます。高田一郎委員のおっしゃるとおり、当初予算に比べて補正予算が多くなっておりますけれども、これは地域から多くの整備要望が寄せられております。当初だけでは確保できませんので、国の補正予算を活用して、しっかり確保していこうという考えで、このような予算規模になっております。

それから、執行でございます。先ほど県土整備部では3分の2というお話がありましたが、経営体育成基盤整備事業、農村整備関係については約3割程度と見込んでおります。県土整備部と比べて執行率が低くなりますけれども、これは圃場整備工事独特の事情でございます。圃場整備工事は春先に事務手続は早期発注が可能ですし、春からの着工も可能なのですけれども、その場合農家に一作休んでいただくということになります。協力が得られれば、早期発注で春から着工いたしますが、協力が得られない場合には稲刈り後、9月からの着工ということで、その分が9月ころの計上となる次第です。問題なく対応できていると考えております。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 水産業に関する資材高騰対策でございますけれども、昨年度の6月補正予算におきまして一般財源の省エネルギー化緊急対策事業を立ち上げておきまして、国の事業の下限値に満たない小規模の省エネ対策機器の導入についての支援を実施したところです。

また、昨年の12月補正予算においては、水産業資材価格高騰緊急対策事業ということで、

前年度から1%以上物価が高騰している漁業用資材の購入に対しまして補助を行っております。

また、令和5年度の第1号補正予算におきまして、高騰している放流用稚魚、これはウニ、ナマコを対象としたものでございますが、これらの高騰分についての助成を県の事業で措置したところでございます。

また、国においては、ALPS処理水の放出に伴いまして、本年9月4日に水産業を守る政策パッケージを公表しておりますが、これの中で持続可能な漁業継続を実施するための取り組みの支援ということで、新たな魚種、漁場の開拓等に係る業務の必要経費、あるいは燃料コストの削減に向けた取り組み、こういったものが事業の対象となっていることから、それらの事業によって対応は可能なものと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。

次に、配合飼料価格安定緊急対策費補助についてお伺いいたします。これは、上半期もやっていただいたものを、下半期も、第3期、第4期と継続してやるということで、多分同じスキームなのだろうと思います。引き続き支援をしていただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、お伺いしたいのですが、この価格上昇分に対する支援ですけれども、これは令和3年度の配合飼料価格の平均価格に対して、そこからの上昇分に対しての支援だと思えます。恐らく配合飼料価格安定基金に補填した後の価格差に対する支援だと思うのですが、これは令和3年度と比べてどの程度上昇しているものなのかお伺いしたいと思います。

○村上畜産課総括課長 配合飼料価格の動向ということでございますけれども、令和5年度の第1・四半期の平均では、工場引渡し価格の中で9万9,000円くらいの額になっています。第2・四半期の場合は9万7,000円くらい、2,000円くらい安くなっているのですが、そこから令和3年度の平均価格の8万くらいを引けば、第1・四半期で大体1万8,000円強の差額が生じるということになります。ここから国の補填金約7,050円を引いて、その3分の1の補助になります。上限が2,000円となりますけれども、実はそこで農家負担が大体通常1万8,000円くらいの差になっているのですけれども、農家の実質負担が大体9,500円くらいの負担になっているというような形になります。補填金です。それが第1・四半期です。第2・四半期でも同じような考え方からすれば、実際差額が1万7,000円くらいなのなのですが、農家の実質負担が大体9,800円くらいになるという形です。

○高田一郎委員 配合飼料価格安定基金から補填しても、1万円近い値上がりになっています。これに対して2,000円の補助ですから、それでも7,000円、8,000円の負担増になっているということなのです。配合飼料価格安定基金というのは、安定基金ではなくて激変緩和策なのかと思うのです。

それで、実際この基金制度というのは、高どまりすると基金の役割が果たせなくなると

ということと、この補填額自身についても飼料メーカーと農家の負担になっているので、異常補填については国とメーカーですけれども、基本的にはメーカーと農家と、メーカー側が負担している部分を恐らく価格に転嫁しているということも言われているのですけれども、そうなりますともう基金の役割を果たしていないし、上昇分のあらかたが結局農家の負担になってしまう制度になっています。今畜産、酪農関係は、本当に厳しい経営状況で、生産コストの半分とか、かなりのところを飼料価格がウェートを占めているわけですから、私は国がしっかり価格差を補填するような、そういう制度にしていけないとだめだと思いますし、配合飼料価格安定制度自体もやはり抜本的に見直していけないと、どんどん大変になってくるだろうと思います。その点についての今の配合飼料価格安定制度を含めたセーフティーネットのあり方を県はどのように受けとめ、国に対して改善を求めていくのですか。力強く求めていってほしいと思うのですけれども、その点について県の考えをお伺いしたいと思います。

○村上畜産課総括課長 高田一郎委員の御指摘のとおり、配合飼料価格安定制度については、配合飼料メーカーと農家のそれぞれ負担によって成り立っている制度でございます。これについては、岩手県としましてもこういう配合飼料の価格が高騰する前から、国に対してしっかりと、農家負担があまり生じないような形で要望してきたところでございます。

この配合飼料価格安定基金制度については、直近の1年間とか、その推移によって補填金が決定するというような制度ですけれども、これは県が以前から要望したりして、今回高どまりになったときに、何とか高どまりになっても補填金が出るような制度にしてくれという要望したところなんです。そうしたところ、国の中でも2年5カ月の部分、2.5年の範囲での幅が広がったというところもありまして、国に対してしっかりと要望した成果かと思っております。

国に対しては、今の新たな特例の部分について継続してもらおうというようなことや農家負担が生じないような形の制度になるよう要望しているところです。

○高田一郎委員 よろしくお伺いしたいと思います。

最後に、肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助についてお伺いしたいと思います。これは新規事業ですけれども、事業内容と事業実施主体、今までいろいろな機械等を購入する場合に、どうも大規模農家に限定するとか、規模拡大の農家とか、いろいろ限定されてきましたけれども、今回はどういった事業内容で対象者がどうなるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 この事業の対象者でございますが、例えばコントラクター組織のような地域に堆肥を散布してあげるような団体と、あとは農家3名以上の農業者グループということで、できればこうした堆肥の散布ですとか、化学肥料低減につながる取り組みを広域的にやっていただくといった方々を想定しております。

一方で、大規模な農業法人ですとか集落営農組織、こうした方々も対象としているところでございまして、具体的な機械につきましては、堆肥を散布するマニアスプレッダーの

ほか鶏ふん、例えばペレット鶏ふんを散布するブロードキャスターですとか、一風変わったところでは側条施肥ですとか、そういった局所的に施肥をすることによって化学肥料を低減するような機械、こうしたものをもろもろの化学肥料低減に資する機械を対象としているところがございます。

○高田一郎委員 農業法人や集落営農組織だけではなく、規模の拡大要件ではなくて、やはり多様な経営体に支援をする中身だと思います。これは大変いい事業だと思いますので、単年度にとらわれなくて継続的な支援をお願いしたいと思います。

それで、肥料のコスト低減対策については、今回有機質肥料等を代替する、そして栽培する場合に必要な機械を導入する事業内容になっていますけれども、確かに有機質肥料を活用して、こういった農家をどんどん広げていくというのは大事なことだと思うのですが、もう一つ大事なのは土づくりといいですか、やはり土壌診断をしっかり多くの農家の皆さん、経営体でやって、その診断にふさわしい施肥を投入していくということが基本中の基本なのかと思います。今こういった対応をされているのか、土壌診断がどれだけ対応されているのか、実態を把握されているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 ただいま高田一郎委員から御指摘がありましたとおり、土壌診断に基づく適正施肥による化学肥料の低減は非常に重要な取り組みだと認識しております。県では、昨年度から簡易土壌診断キットを用いまして、安価で手軽に土壌診断をすることができるツールの手法を農業者等に直接指導するなり、研修会を開催するなりして、その手法を農業者に習得していただいて自ら土壌診断をするという方法をとっているほか、全農岩手県本部では年間6,000点ほど精密分析を請け負っていただいていることもありまして、その分析結果に基づいた処方箋により化学肥料を適正に施肥する。こうしたことは農業改良普及センターを中心に指導をしているところがございます。こうした土壌診断に基づく適正施肥が適切に十分広く浸透していくように、引き続き指導等に努めてまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 土壌診断については、県としてどの程度やられているか実態把握はされているのでしょうか。例えば野菜で言えば、部会ごとによって、その中で無料でやっているところとか、かなり広範囲でやって、結局土壌診断をやらないでしまっているというのが我が管内でもありますけれども、そういった実態をよく調査して、どれだけ岩手県内で土壌の診断がされているのか把握が必要かと思います。

もう一つは、県農業研究センターでもいろいろ肥料の低減に向けた研究をやっています。その研究成果がきちんと生かされているのかその状況についてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 研究成果の取り扱いといいですか、普及という点でございますけれども、農業研究センター等で開発いたしました化学肥料を低減するための技術を取りまとめたものが令和4年1月に策定いたしました岩手県肥料コスト低減技術マニュアルでございます。このマニュアルに基づきまして、広く農家に取り組んでいただけるよ

うに農業改良普及センター等で指導しているところでございます。

土壌診断の点数の把握につきましては、先ほど申し上げました全農岩手県本部に 6,000 点ほど分析をしていただいております。ただ、これで十分なのかといったところは当然あるかと思えます。そうした不足分を補うために、農業改良普及センターで農業者自らが分析できる、簡易土壌診断キットの活用といったことを普及促進しているところでございます。ただ、正直、それがどれだけの農家で取り組まれているのか、部会で取り組まれている把握は十分されておられませんので、改めてその状況を把握できるように努めていきたいと考えています。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。